

事 務 連 絡

平成 30 年 4 月 19 日

各指定介護老人福祉施設 }  
各指定短期入所生活介護 } 管理者様  
各介護老人保健施設 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
介護サービス担当課長

### 平成 30 年度ユニットケア研修について

本県の高齢福祉行政の推進については、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、一般社団法人 全国個室ユニット型施設推進協議会(以下「推進協」といいます。)から、別添のとおり、募集要項の送付及び受講申込みの案内がありましたので、お知らせします。

受講を希望される場合は、募集要項をご確認いただいた上、必要な手続きをお願いします。

なお、**各施設には、ユニットリーダー研修を修了した職員を 2 名以上**（2 ユニット以下の施設については 1 名）**配置する必要がある**ため、新規に開設する施設のほか、対象となる職員の退職等があった施設においても、必ず申込みをしてください。

## 1 受講対象者

### (1) ユニットケア施設管理者研修

ユニットケア施設の管理者又はその予定者であって、以下のいずれかに該当するものを対象といたします。

- ①既にユニットケア施設として開設している施設の管理者として勤務している者。
- ②研修受講年度又はその翌年度に開設するユニットケア施設に管理者として勤務する予定の者。

### (2) ユニットリーダー研修

ユニットケア施設に勤務している職員又は勤務する予定の職員（原則として、研修受講年度又はその翌年度に開設するユニットケア施設に勤務する予定の職員とする。）であって、各ユニットにおいて指導的役割を担う者。

## 2 受講料

受講に要する費用（受講料、宿泊費、旅費、教材費等）については、すべて自己負担となります。

### 3 申込み期間

別添募集要項記載のとおりです。

※施設管理者研修とユニットリーダー研修とで期間が異なりますので、ご注意ください。

### 4 申込み方法

「ユニットケア研修受講者募集要項」をご確認の上、推進協のホームページからオンラインにて受講申込みを行ってください。（本県には紙の申込書等は不要です。）

### 5 注意点

- (1) 施設管理者研修は3日間、ユニットリーダー研修は6日間の全日程に出席する必要がありますが、原則として遅刻及び早退等は認められません。
- (2) 受講(希望)者あるいは受講(希望)者所属施設の都合による辞退の場合、座学研修開始1日前からキャンセル料が発生します。また、受講者の変更は可能な場合がありますが、受講日や実地研修施設の変更はできません。決定した場合には確実に受講できるよう、あらかじめご配慮のうえ、お申込みください。  
推進センター及び推進協の双方に申込を行い、双方から受講決定された場合についても同様ですので、あらかじめご了承ください。
- (3) 受講決定の確率を高めるため、申込みの際、希望実施回の選択は可能な限り行ってください。ただし、前述のとおり一度受講が決定すると辞退や変更には制限がありますのでご注意ください。

### 6 留意事項

本研修を効果的なものとするため、各施設におかれましては、ユニットリーダー研修のみならず、施設管理者研修についても積極的に受講いただきますようお願いいたします。

なお、「『ユニットケア施設管理者研修』及び『ユニットケアリーダー研修』の実施について」（平成29年6月1日老高発0601第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）により、ユニットケア施設管理者研修については再受講が可能となっております。

問合せ先

高齢福祉課福祉施設グループ 田中

電話(045)210-1111 内線4853